

## 第4回 JEAC4111 適用課題検討タスク 議事録

1. 日時 2022年12月16日(金) 13時00分～15時20分

2. 場所 Web会議

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

出席委員: 中條主査(中央大学), 三浦副主査(中部電力)\*<sup>1</sup>, 宇奈手(三菱重工業),  
工藤(東芝エネルギーシステムズ), 鈴木直(中部電力), 田中(関西電力),  
西田(東京電力HD), 奈良(北海道電力), 秋吉(原子力安全推進協会),  
鈴木哲(中電シーティーアイ), 須田(テクノファ)

(計11名)

代理委員: なし

(計0名)

欠席委員: なし

(計0名)

常時参加者: なし

(計0名)

説明者: なし

(計0名)

オブザーバ: 杉村(日立GE), 高田(原子力規制庁)\*<sup>2</sup>

(計2名)

事務局: 葛西, 田邊(日本電気協会)

(計2名)

\*<sup>1</sup> 議題(5)まで参加, \*<sup>2</sup> 議題(5)より参加

4. 配付資料

資料 No.4(1)-1	品質保証分科会 JEAC4111 適用課題検討タスク 委員名簿
資料 No.4(1)-2	品質保証分科会 JEAC4111 適用課題検討タスク委員出欠, 参加手段
資料 No.4(2)	第3回 JEAC4111 適用課題検討タスク 議事録(案)
資料 No.4(3)-1	JEAC4111-2021 の活用に関する実態調査結果(中間報告)
資料 No.4(3)-2	実態調査結果(中間報告)について分科会委員へのご意見募集結果
資料 No.4(3)-3	JEAC4111-2021 の活用に関する実態調査結果(最終報告版)
資料 No.4(4)-1	JEAC4111 適用課題検討タスクの活動報告について(中間報告)
資料 No.4(4)-2	NRA から示された課題(2022年6月8日)に対する考え方(中間報告)
資料 No.4(5)-1	1. 分科会中間報告表紙(最終報告) r0
資料 No.4(5)-2	NRA 指摘対応(分科会最終報告用) + 添付①-⑦r1
資料 No.4(5)-添付②	品管規則に対する JEAC 4111-2021 新旧比較表(別冊)
資料 No.4(6)	活動スケジュール案
資料 No.4(6)-参考1	2021 年度活動実績及び 2022 年度活動計画
資料 No.4(6)-参考2	2022 年度各分野の規格策定活動

5. 議事

事務局より、本タスクにて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び Web 会議での注意事項を確認の後、主査の挨拶があり、その後議事が進められた。

#### (1) 代理出席者、オブザーバの承認、会議定足数の確認、配布資料確認等

事務局より、資料 No.4(1)-1, 2 を用いて、委員に変更はなく代理出席委員はないとの説明があった。現時点での出席委員は 11 名であり、タスクグループ規約第 9 条（決議）第 1 項に基づき、決議に必要な委員総数の 3 分の 2 以上の定足数（8 名以上）を満たしていることが事務局より報告され確認された。事務局より、オブザーバ 2 名の紹介の後、タスクグループ規約第 7 条（タスクグループの開催）第 3 項に基づき、主査の承認を得た。配布資料について、事務局より説明があった。

#### (2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.4(2)を用いて、前回議事録の紹介があり、正式議事録にすることについてタスクグループ規約第 9 条（決議）に基づき決議の結果、5 分の 4 以上の賛成で承認された。

#### (3) 実態調査アンケート結果（中間報告）への意見とその対応

事務局より、資料 No.4(3)シリーズを用いて、JEAC4111-2021 の活用に関する実態調査結果（中間報告）の分科会への報告状況、分科会後の意見募集の結果、意見募集に合わせて実態調査回答について一部訂正しているとの説明があった。

主な意見・コメントは下記の通り。

- ・ 資料 No.4(4)-2 の意見のうち、回答の修正はその様に資料修正することで良いため、事務局にて修正をお願いする。その他の意見で No.3 はコメントではなく感想であるので対応は特に不要で、残るは No.4 と No.5 の意見になる。No.4 の意見の建設段階の扱いについて、「実用炉」とするのか「実用炉以外」とするのか、整理の考え方の話であるが意見を伺いたい。  
→ どの様に整理するかだけであるが、実用炉以外の燃料加工メーカーに分類した方が良いのか実用炉に分類した方が良いかということであれば、実用炉で良いのではないかと。そして、対応案もシンプルに回答して良いのではないかと。
- そうしたい。それならば、各社比較の横用紙の方のタイトルも修正が必要となるので、事務局にて修正をお願いする。
- ・ No.5 の意見は、「考察の記載は回答のどの部分から想定されたのか明確にしたほうが良い」とのことで、アンケートは匿名であるため事業者に個別に確認はしていないと考えられる。また「品管規則が第一でありその解釈なども充実してきており、その機会は過去と比較すると減少している」に対しての考察を書いたのであると思う。そうすると、考察の「品管規則の方に比重が傾いている様子が窺え」の記載は削除する等、表現の見直しが必要で

あるかについて確認したい。

→ 削除の提案であるが、それでは経緯が見えなくなる気がして残した方が良いのではないかと。ただし、表現はきついので見直した方が良いと考えている。

・ JEAC4111 の活用が期待されることをコメントしたい意味だと思う。それならば、記載を入れ替えたらどうか。「品管規則が規制要求として明確になって、その対応は必要であるけれども、それを改善していくため、それを元にしたシステムを構築して更に改善し有効に活用したりしていくためには JEAC4111 の 活用が期待される」のような順番で書くと意図したことに導ける様な形になるのではないかと。

→ 今ここで議論しても難しいため、主査にてたたき台を作り、後日各位にコメント頂いて修正して確定させる進め方としたい。「払拭できていない」というのは少し言い過ぎであり、そこは明らかにおかしいとの分科会委員からの意見であるので、今の議論を踏まえて修正する。

・ 分科会委員から頂いた意見のうち、本タスクにて議論が必要なものは以上となるが、他にも含めて何か意見等あるか。

・ 「智慧」と記載している箇所は誤記と指摘される前に説明すると、規格類協議会ステートメントの引用である。仏教語であるため用語には深い意味があると考えた。

→ 規格類協議会ステートメントからの引用であることを明確にしたい。

#### (4) 「NRA から示された課題への対応と考え方（中間報告）」に関する分科会での審議の結果とその対応

事務局より、資料 No.5(4)シリーズを用いて、分科会に中間報告した際の審議状況等について説明があった。

主な意見・コメントは下記の通り。

・ 本タスク委員ではない十数名の分科会委員の方にご意見を伺った感じでは、数名からは「相手もあることでありもう少し配慮した表現をしなくてもよいのだろうか」とのコメントはあったが、大半はこれでよいとのご意見であった。次回の分科会で最終報告書を審議するという進め方で、了解いただいた形となった。今後、意見があるかもしれないが、NRA から示された課題への対応方法について明確な反対の意見は無かった。

・ 前回のタスクでの審議からメールベースで各位の意見は伺っているものの、まだ最終的には本タスクでも結論が出ていないことも、その時点の落とし所として記載したのが今の中間報告資料なので、その辺が次の議題の論点になると考えている。添付資料⑥は少し直したい。

・ 本資料は事実だけをまとめたものではなく、事実をまとめた上で課題に対する対応の考え方をまとめたものである。

- ・この資料については、本日のタスクでの議論を踏まえて一部修正するとともに、実態調査纏めの部分を追記する。その上で、12月20日位から2、3週間程度で意見募集し、次の分科会に審議を諮りたい。

#### (5) 「NRA から示された課題への対応と考え方（最終報告）」についての審議

##### 1) 資料 No.4(5)-1, 2 についての審議

主査より資料 No.4(5)-1, 2 を用いて、「NRA から示された課題への対応と考え方（最終報告）」について説明があり、内容について審議した。

主な意見・コメントは下記の通り。

- ・「品管規則と JEAC4111 とで用語が異なることについては、過去にエンドースされた民間規格(2009年版)をベースにして、行政文書で用いることができる用語により旧品管規則が平成25年に制定されたことに端を発します。」の削除については、平成25年に制定された旧品管規則がどう変わったかを述べるためには事実関係の記述が必要ではあると考えて記したものであるが、シンプルになったため削除することで良い。
- 「新品管規則では、有効性から実効性に変更したという説明がなされましたが、上記 a. の考えに基づき」という表現でよいのかが気にはなっているが如何か。
- 第8回の改定基本方針検討タスクの時に「今回の品管規則の改定において有効性を実効性に変えた」という発言があったが、厳密に書くと相手の間違いを指摘することになる。間違いであることは確かであるものの、間違いを指摘することは相手を頑なにするため、そういう書き方はしない方がよい。「実効性の維持について記載がなされました」くらいの事実だけに留め、「詳細は添付資料⑥に示しています」程度でいいのではないか。
- パブコメの回答で「今回の規則改正では従来の有効性の概念から実効性の概念に改めています」とされている。現行の記載であればパブコメの回答を踏まえているように受け止められるので、現行の記載のままの方が良いと思う。逆に、電気協会の我々は、この回答をどういう風に当時受け止めたのか確認したい。私なりに思っているところだと、従来の旧品管規則では「実効性」は「有効性」と同等の概念としていたが、新しい品管規則では昔の有効性と同じ解釈でなく新しい実効性の概念に改めたということをパブコメの回答が言っているのであれば、それを間違いと指摘するのは適切ではないと思う。
- 第8回の改定基本方針検討タスクの時の議事録にも載っていることだから、白黒はっきりさせる方がよいと思う。記述を削ると用語の定義に示していますと述べるだけの話になってしまう。今後どのようにして行きたいという話を、この後に続ければ流れとしては成り立つと思う。そのため先程、そのままの表現で良いとの意見を頂いたが品管規則の解釈で、実効性の維持に関する意味の説明が追加されたことも踏まえて、我々はこういう風に考えたというところに繋がる流れにするのがよい。用語の解説に示していますとすると、評判の悪かったの用語の解説の部分にダイレクトに繋がるため、直した方がよいと思う。
- 単純に現行のままにしまうと用語の解説との対応関係に落ちてしまうのでよくないし、

電気協会として色々検討した結果として現在があることを正確に記載するのも適切だと思うため、そんな形で主査が修正し、最終的に全員で確認する形にしたい。

- ・「レビュー」については削除することにしたが、それでよいか。
- 添付で詳細を示す話であり、「パフォーマンス」の例は示してあるので、「レビュー」は消すことでよいと思う。
- ・ まとめの最後の所では、技術資料という記載を追記している。
  - ・ 実態調査の内容を組み込んだ。実態調査の方で見えてきたことは、ここに書いてあるように、リスク情報の活用とか CAP に取り組む上で、品管規則及び解釈を具体化する上で JEAC4111 が有効だったというコメントが結構あったことである。もう一つは、逆に、品管規則及び解釈との関係で不安を感じて適用が進んでないこと、特に品管規則及び解釈と表現が異なっている実効性の維持と有効性の継続的改善に関して悩みを抱えていることである。これらについて書き込んでいる。
  - ・ 先程の、実効性の維持と有効性の継続的改善のところの問題については、上位文書では実効性の維持という用語に置き換えているものの、施設管理に関する有効性についてはそのまま従前の用語を使っていることで、同じマネジメントシステムの中で若干言葉が混在しているという状態になっているという記載をした。
  - ・ JEAC4111 の適用ガイドは、どんどん活用して欲しいという意味合で推奨として書いているが、必ずしもその様に受け止められず十分理解されていないので、そこはちゃんと情報発信した方がよい。
  - ・ これに関する実態調査の回答を見ていて、非常に不安に感じる。安全性向上を考えると基準を満たしているのは当たり前で、プラスとして主体的な安全性の取り組みをやってほしいわけで、その取り組みをやるに際して、要求事項に書いてあることだけを見ていると不十分なので、他を色々考えてやって行く事になる。その時に、推奨で書かれているところを参考にして踏み出してほしいが、そのところをどう考えているのかが結構見えてきたと思う。
  - ・ 2003 年以降ずっと続いてきている問題で、先人もずっと尽力されてきたが、保安規定に入れたから OK で、その要求を満たすことが自己目的化してしまった。でも、そうではないと以前から講習会で 20 年近くやってきているわけだが、何も変わらずにそのままということが分かっただけでもよいと思う。
  - ・ まとめて書いてあるが、この結果を踏まえて、我々も誤解されやすいところがあるとする、そういう部分の見直し改定を考えていかないといけない。
  - ・ この資料は、分科会への報告資料である一方、そのまま原子力規制庁に出ていってもよいよう、再度の承認を必要としなくてよいように書かれている。今は課題だけに注目が集まってしまっているが、民間規格は本来、事業者のために作ってあるわけで、その活用を阻害しないような形でないとおかしいと思う。課題があるからといって全面的に適用できないことはないし、4つの課題は品管規則の改定 21 項目に該当する箇所ですべて課題があるとされているわけではない。

- ・ また、技術資料という追記をしてもらったのは、規格改定するとしても反対投票を前提で考えると2年かかってしまう。反対は1回出れば3ヶ月は遅れることになる。そんなことよりも先ず21項目の実装方法を書いてある内容の活用を進めていくために、技術資料と規格本体に基づいて、今問題なるところをもう少し具体的に噛み砕いた内容を追加して次の講習会を行えば良いと思う。
- ・ 技術資料が、講習会のベースになるものという意味であると理解できた。公衆に公開する資料というよりは、分科会や検討会の中で色んな情報発信をしていくベースになる、そういう資料であると理解した。
- ・ 規格があるので、規格未滿の技術資料に書いて、あとはどうするかは分科会が決めればよいが、海外だと規格未滿というのかトライアルユースコードとかがよくある。規格の前に、先ずはやってきたことのホワイトペーパー的なことも含めて資料化しないと、皆の認識が異なっていくのだと考えている。
- ・ 次期改定のところに、この間の分科会で事務局から「追補」の発言を踏まえ、かつこ書きとして追記した。
- 技術資料は、分科会の中で完結できる。追補はこれまで一つ上程しようとしても追補に直接関係しない箇所にも案外と意見が出て、それをベースに検討となると全面的な確認が必要になり、一気に規格の改正みたいに跳ね上がることがあるし、反対票もあってそう簡単に進まない事がある。そのため、追補に持って行く前段階としても、技術資料なりやれることはやる方が良いと思う。追補であれば普通はエディションではないので、最終報告を受けた分科会と検討会が今後検討していく話だと考える。
- 追補はガチガチの物を作成すると大変になるが、特定の解釈だけを追補として対応するのであれば、結構簡単に行くと思っている。
- ・ 4(5)-2の資料については、主査にて修正し実態調査と合わせたものを各位に送付し、コメント頂いて来週ぐらいを目処にfixしたい。それを分科会委員に配付し意見募集する。
- ・ 「認識の齟齬」とは何と何が齟齬か確認したい。委員間で認識が同じと思えない。私の考えでは10年間「有効性の継続的」は「実効性の維持」と同じ意味で使っているスタンスだと思っていた。
- JAEC4111の内容についての分科会の認識と原子力規制庁の認識が一致していないという意味で齟齬という表現を用いている。
- ・ 分科会への意見募集に加えて、検討会にも意見募集を依頼するような進め方は可能か。
- 検討会での進め方は検討会の主査の方へ役員より検討を依頼する形とし、検討会の方で議論して頂き1月末位の検討会で取り纏め頂けるようお願いしたい。

## 2) 資料 No.4(5)-添付⑥についての審議

委員より、資料 No.4(5)-添付⑥について、説明があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・今の添付資料⑥を、そのまま付けるよりは、こういう説明文をつけて今日の2と紐付けた方が理解しやすいと考えているが、意見をお願いしたい。
  - ・規則と民間規格の関係は、何かから引用されたのか。一般的な規則と民間規格の関係なのか、原子力行政の規則とその民間規格の関係なのか。
- 規格類協議会でのステートメントと、2021年12月8日の規格類協議会での中條分科会長からの発言を参考に作文したものとなる。
- その意図であれば、原子力規制庁にて民間規格の活用について原子力規制委員会に諮った記載の引用が良いのではないかと。
- オーセンティックなものを用いるべきであるとの意見として承った。

### 3) 全体を通じた意見交換

- ・最終報告案を検討しているが、これは中間報告から基本的な内容は変わっていないと理解してよいか。課題に対しての考えを最終報告としてまとめて頂いていると思うが、一応庁内の関係者にも共有しており一部の方からは未回答であるが、この中間中間報告の印象としては4つの課題に対して明確な回答に至っていないというのが全員の印象。新たな品管規則はGSRパート2を踏まえて作っている規則になるが、その考え方からこの4111を見るところの4つの課題があるのではないかと思うということを出されているもの。それに対応した回答になっていない場合、面談するのも厳しいと考える。
- 報告書の最後の方に、対応する回答を纏めてあり、規制側の用語に全て合わせるのを避けた方が良いというのが一つ。また、四つ目の課題として一般産業用工業品の話も頂いたが、具体化していく箇所は個別に議論・調整が必要になるとの考え方を書いている。大きな課題と受け止めているのは課題の1番目と3番目。密接に関係するものと考えており、我々の認識している「実効性の維持」と「有効性の継続的改善」の関係は、原子力規制庁殿が考えられる「実効性の維持」と「有効性の継続的改善」の関係の認識と齟齬があると理解している。そうすると何らかの形の処置が必要と考えており、考えられる対応が4.(3)小括に三点書いてある。技術的な資料を作った上で、講習会等において発信していくこと、電気協会としてフォーマルな形で情報発信していくことは当然だが、規格の改定としても検討する。そんな対応をしていかないといけないと考えているということで、回答しているつもりである。
- ・今は最終報告に向けて修正しているところであるが、何らかの形で処置をしないとできないように考えていて、例として具体的にはこんなことも考えられるのではないかということを議論しているところである。
- そんな形でクリアしていく必要があると考えているが、あまり本タスクに出席できていなかったのが今後は参加したい。
- No.4(5)-2にはいろいろなことが書かれているため、小括だけをまとめた原子力規格委員会への報告資料の方がコンパクトにまとまっていて分かりやすいかもしれない。

(6) その他

次回のタスク開催は、1月23日の午前中を第1優先として、中座した副主査の都合を確認し16日を第2優先として行いたい。

以 上